

平成22年3月19日

特定器材マスターの改定について

平成22年3月5日公表の平成22年4月版特定器材マスターについて、下記のとおり変更したのでお知らせします。

記

1 「DPC適用区分」の変更

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）」の一部改正に基づき、別添1のとおり特定器材（18コード）の「項番33：DPC適用区分」を「0」から「1」へ変更しました。

2 「単位コード」等の変更

別添2のとおり一部の特定器材について「単位コード」等を変更しました。